

知名町 公共施設等個別施設計画



令和 8 年 3 月

知名町

改訂履歴

平成 31 年 3 月 初版策定

令和 8 年 3 月 改訂

目次

第1章 計画の概要.....	1
第1節 背景・目的.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画期間.....	3
第4節 対象施設.....	4
第2章 優先度の判定.....	5
第1節 優先順位の判定フロー.....	5
第2節 一次評価（健全度）.....	6
第3節 二次評価（施設の重要度）.....	8
第4節 総合評価（保全優先度）.....	9
第3章 個別施設の方針案の設定.....	10
第1節 基本的な方針.....	10
第2節 個別施設の方針案.....	12
第4章 対策内容と実施時期・対策費用.....	13
第1節 今後対策が必要になる施設.....	13
第2節 対策費用シミュレーション.....	13
第3節 耐用年数・建設単価の設定.....	13
第4節 費用試算結果.....	15
第5章 フォローアップ.....	16

第1章 計画の概要

第1節 背景・目的

日本は、高度経済成長期に急激な人口増加と社会変化を受け、公共施設の整備が進められてきました。その当時から建設された公共施設の建築年数は現在 30 年以上を経過し、老朽化による大規模改修や修繕、建替えが急務となっています。加えて、高速道路のトンネルの天井板崩落事故をはじめとする老朽化問題が各地で報告されており、老朽化対策が大きな社会問題ともなっています。一方、近年の日本経済は低迷しており、財政の危機的な状況が続いています。また、高齢化社会に伴う社会保障費の増加や生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等が推測され、依然厳しい財政状況が続くと思われます。

本町においてもその例外ではなく、老朽化した施設が数多く存在しています。これらを維持管理していくためにかかる毎年の経費や、老朽化に伴い必要となる建替えや改修の経費は、今後の町の財政にとって、かなり大きな負担となることが予想されます。また、少子高齢化の進行といった社会環境の変化も視野に入れつつ、施設の統廃合や機能転換なども含め、公共施設の適正配置と有効活用について、早急に検討を進めることが求められています。

そこで本町では、平成 26 年度に「知名町公共施設白書」を策定し、知名町が保有する（インフラ施設以外の）公共施設の基本情報（建築年度、延床面積、構造等）について把握を行い、これまで整備してきた資産を明らかにしました。また、平成 27 年度には「知名町公共施設等総合管理計画」を策定し、今後、財政的な負担となる更新費用を推計し、持続可能な自治体経営ができるよう、公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針を定め、今後 10 年間で保有している施設の総量を縮減していくという全体的な方針を定めました。

本計画では、施設の重要度及び劣化度に応じて個別施設ごとの今後の方針を定め、優先的に整備する施設等の判断を行うことで、総量適正化につなげるとともに、計画的な保全により、維持管理コストを低減していくことで、公共施設にかかる財政負担を軽減し、持続可能な自治体経営につなげることを目的としています。

第2節 計画の位置づけ

「知名町総合振興計画」において、健全な財政運営に努めること、公共施設の適切な配置・維持管理に努めることを、持続可能な未来をつくる管理方針として掲げています。

本計画は、「知名町総合振興計画」を町の最上位計画とし、公共施設等に関する総合的な管理方針を定めた「知名町公共施設等総合管理計画」を推進するため、個別施設の今後の方針、必要な対策、時期等を定めるものです。類似する計画として、公営住宅等の長寿命化方針について定めた、公営住宅等長寿命化計画等が挙げられます。本計画においては、公営住宅等および学校施設を除く、建物系公共施設を対象とするものとします。



第3節 計画期間

本計画期間は、2019年度から2028年度までの10年間とし、計画内容は社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても見直しを行うものとします。計画をより実行性のあるものにするため、上位計画である公共施設等総合管理計画の更新のタイミングに合わせて、計画期間を3期に分け、各期の進捗を見ながら取り組みを再構成するものとします。

■各計画の計画期間■

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
知名町総合振興計画		第6次総合振興計画									
公共施設等 総合管理計画	基本方針：40年間で建物系公共施設の更新費用を30%削減							第2期			
	個別計画の内容を踏まえて 2021年までに見直し						見直し内容 の相互反映				
個別施設計画 本計画	第1期			第2期			第3期				
公営住宅等 長寿命化計画	2012-2021			2022からの10年計画							
個別施設計画 学校施設	2019-2028の10年間										

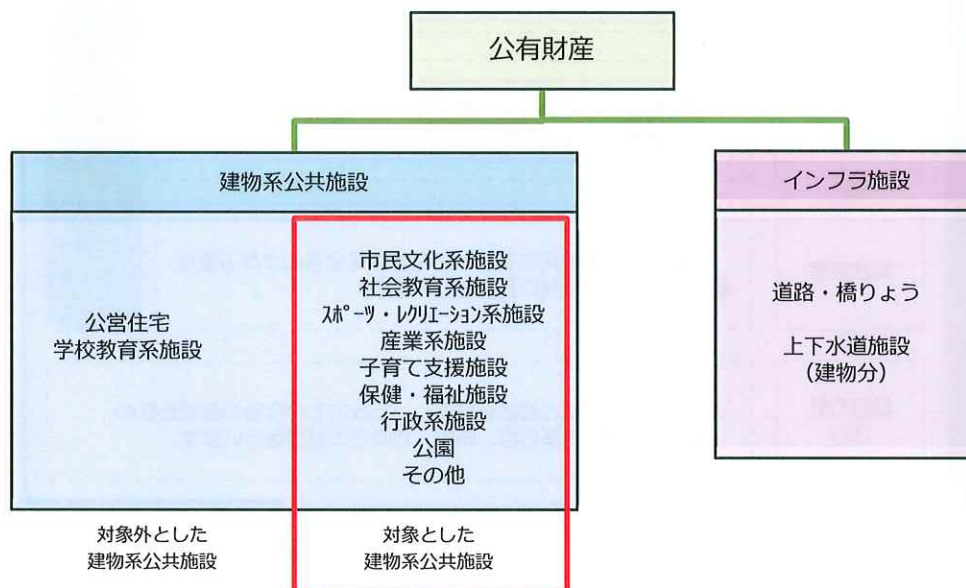
第4節 対象施設

本計画の対象施設は、本町の所有する公共施設のうち、「建物」を対象とし今後の方針を定めるものとします。

施設の分類は、「公共施設等総合管理計画」と同様の分類で整理するものとします。

その中で、別途計画を定めている「公営住宅」「学校施設」「上下水道施設」に分類される施設については本計画の対象外としています。

【対象施設】対象施設：106 施設 156 棟（令和6年度末時点）



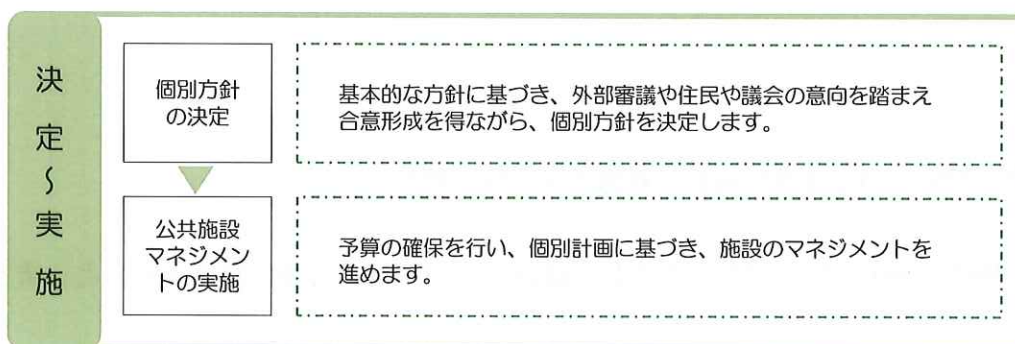
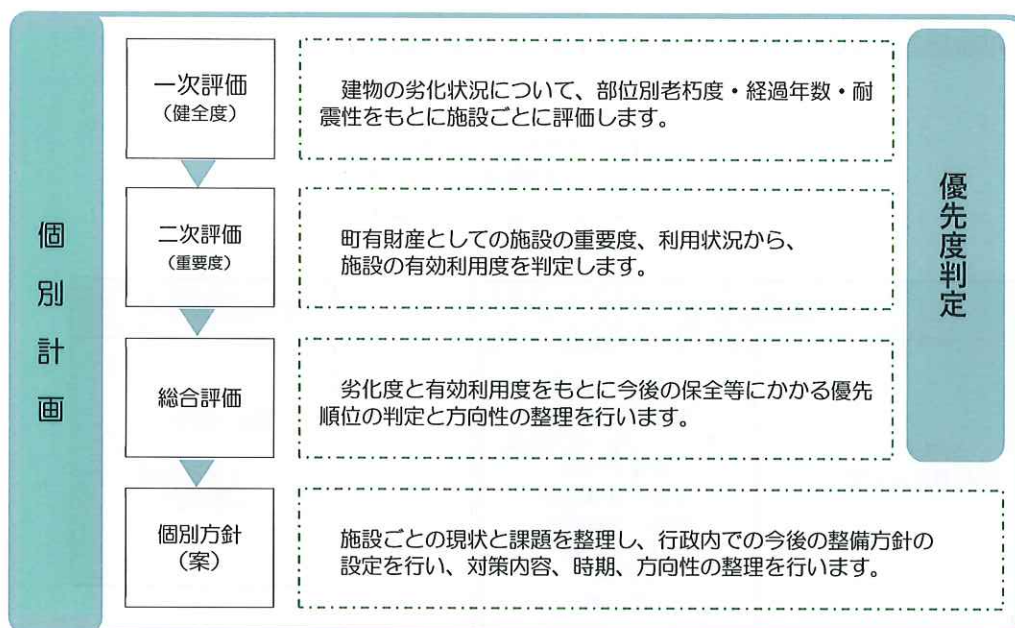
■対象施設の詳細については巻末資料「対象施設一覧」参照。

学校施設の分類は、小中学校と教員住宅とし、給食センターは本計画に含めるものとします。

第2章 優先度の判定

第1節 優先順位の判定フロー

以下のフローで対象施設の保全の優先度や方向性について整理するものとします。本計画では、施設の劣化度や有効利用度等をもとに、一次判定、二次判定、総合評価を行い、施設ごとの今後の個別方針（案）を設定します。その後、住民や議会等と合意形成を得て方針決定を行い、予算確保、実施と進めていきます。



第2節 一次評価（健全度）

建物の部位別老朽化度(現地調査による)、または経過年数から、建物のハード面の状況を点数化し、健全度をⅠ～Ⅳの4段階にランク分けを行います。平成30年度、令和7年度に各施設担当職員により調査を実施しました。今後も定期的に調査点検を行い、不具合・危険箇所の早期発見に努め、予防保全につなげるものとします。

(調査票イメージ)

調査日			記入者		健全度	0	/100点
-----	--	--	-----	--	-----	---	-------

部位	仕様 (該当する項目にチェック)	工事履歴 (年度、内容)	劣化状況	箇所数	特記事項	評価
1 屋根 屋上	☐ アスファルト保護防水		☐ 雨漏りに腐りがある			A ☒
	☐ アスファルト露出防水		☐ 天井等に雨漏り痕がある			
	☐ シート防水、塗膜防水		☐ 防水層に墨れ・破れ等がある			
	☐ 勾配屋根(瓦尺金剛板、折板)		☐ 屋根葺材に腐・損傷がある			
	☐ 勾配屋根(スレート、瓦葺)		☐ 柱木・立上り等に損傷がある			
	☐ その他の屋根		☐ 樋やルーフトレンを目視点検できない			
	最終工事年度		☐ 既存点検等で指摘がある			
	2 外壁	☐ 塗仕上げ		☐ 鉄筋が見えているところがある		
☐ タイル張り、石張り			☐ 外壁から雨水がある			
☐ 金属系パネル			☐ 塗膜の剥がれ			
☐ コンクリート系パネル(ALC等)			☐ タイルや石が剥がれている			
☐ その他の外壁			☐ 大きな亀裂がある			
☐ アルミ製サッシ			☐ 窓・ドアの廻りで雨水がある			
☐ 鋼製サッシ			☐ 窓・ドアに腐・腐食・変形がある			
☐ 断熱サッシ、省エネガラス			☐ 外部手すり等の腐・腐食			
最終工事年度			☐ 既存点検等で指摘がある			
部位		修繕・点検項目	改修年度	特記事項 (改修内容及び点検等による指図書事項)	評価	
3 内部仕上	☐ 老朽改修			A ☒		
	☐ エコ改修					
	☐ 法令適合					
	☐ 空調設置					
	☐ 防犯対策					
	☐ 構造体の耐震対策					
	☐ 非構造部材の耐震対策					
	☐ その他の、内部改修工事					
4 電気設備	☐ 分電盤改修			A ☒		
	☐ 配線等の点検工事					
	☐ 昇降設備保守点検					
5 機械設備	☐ その他の、電気設備改修工事			A ☒		
	☐ 給水配管改修					
	☐ 排水配管改修					
6 消防設備	☐ 消防設備の点検			A ☒		
	☐ その他の、機械設備改修工事					
全体 特記事項						

※調査要領については、文部科学省の学校施設の長寿命化計画策定に係る手引きを参考にしています。

■ 目視による評価基準【屋根・屋上・外壁】

評価	基準	配点
A	概ね良好	100 点
B	局所、部分的に劣化が見られるが、安全上、機能上、問題なし	75 点
C	随所、広範囲に劣化が見られ、安全上、機能上、低下の兆しが見られる	40 点
D	随所、広範囲に著しい劣化が見られ、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある	10 点

■ 経過年数による評価基準【内部仕上・電気設備・機械設備】

評価	基準（経過年数）	配点
A	20 年未満	100 点
B	20～40 年未満	75 点
C	40 年以上	40 点
D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合	10 点

■ 健全度の計算式

健全度＝総和（部位の評価点×部位のコスト配分）÷60

※100 点満点にするためにコスト配分の合計値で割っています。

※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示します。

※部位のコスト配分は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表を参考。

計算例)		評価		評価点		配分		
1	屋根・屋上	C	→	40	×	5.1	=	204
2	外壁	D	→	10	×	17.2	=	172
3	内部仕上げ	B	→	75	×	22.4	=	1,680
4	電気設備	A	→	100	×	8	=	800
5	機械設備	C	→	40	×	7.3	=	292
								計 3,148
								÷ 60
								健全度 52

■ 各建物の調査結果および施設健全度の判定結果については巻末「一次評価結果」参照。

第3節 二次評価（施設の重要度）

施設の町有財産としての設置目的、利用対象、ニーズ、類似機能の存在、防災上の必要性、稼働状況等から、施設の重要度を以下のように3段階に分類します。

■施設重要度

施設重要度は、以下の通り、3段階に重要度を設定します。

施設用途ごとに設定したうえで、施設の個別の状況により施設ごとに判断します。

重要度	区分	例
高	住民の安全・安心に関わる施設 生活基盤となる施設、防災拠点となる施設	役場庁舎、学校教育施設 上下水道施設などインフラ施設
中	住民の文化的・健康的な生活に関わる施設。 （施設がなくても最低限の生活は成り立つ） 行政が施設を保有しなくても民間など別な手段 で代替可能である等検討余地のある施設。	公営住宅、文化・スポーツ施設 産業系施設など
低	現在利用を停止している施設 設置当初の目的を終えたもの（新たな用途で活用しているが、将来的には建替えない施設）	普通財産、貸付施設、寄附受 など

■各施設の判定結果については巻末「二次評価結果」参照。

第4節 総合評価（保全優先度）

一次判定（劣化状況調査に基づくハード面の評価）、二次判定（利用状況、運営状況によるソフト面の評価）の結果から、保全優先度について、下表の形にとりまとめを行いました。

健全度が低く、重要度が高い施設から順に保全を優先的に進めていく必要があります。

下表のAに分類された施設が最も保全の優先度が高く、建替え・長寿命化等の対策を早急に実施検討が必要なものになります。健全度、重要度ともに高いFに分類される施設は、まだ新しいけれどあまり重要ではないので、用途廃止して転用したり、売却したりすることが可能な施設になります。

この表を参考に、大枠の方向性を設定し、計画期間内における対策内容、時期について検討するものとします。

■保全優先度判定表

	低← 施設健全度 →高			
	I (40点未満)	II (40点以上 50点未満)	III (50点以上 60点未満)	IV (60点以上)
施設 重要度Ⅰ	A	B	C	D
施設 重要度Ⅱ	B	C	D	E
施設 重要度Ⅲ	C	D	E	F

■各施設の判定結果については巻末「総合評価結果」参照。

第3章 個別施設の方針案の設定

第1節 基本的な方針

公共施設等総合管理計画において設定した基本方針に沿って、各施設の個別方針案を設定するものとします。

1.点検・診断等の実施方針

- ・建物の劣化及び機能低下を早期発見するための、点検項目・点検頻度等について定期的に実施しています。
- ・点検・診断結果については、その結果を記録・蓄積して老朽化対策等に活用します。

2.維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・指定管理者制度や包括管理委託の導入など、民間ノウハウを活用する取り組みを検討し、施設の維持管理の効率化やサービスの向上を行います。
- ・計画的な予防保全型の管理を行うことにより、トータルコストの縮減を図るとともに、大規模改修等の実施にあたっては、緊急性・重要性等を踏まえて実施時期の調整を行うことにより、財政負担の平準化を図ります。

3.安全確保の実施方針

- ・点検・診断等により危険性が認められた施設については、立入禁止等の安全措置を実施し、利用者の安全確保を図ります。
- ・今後も継続利用する施設については、緊急性・重要性を勘案し、必要な改修工事等を実施します。

4.耐震化の実施方針

- ・防災拠点となる庁舎及び災害時避難所に指定されている施設については、耐震診断及び耐震改修工事を計画的に実施し、災害時の安全を確保します。

5.長寿命化の実施方針

- ・各種個別施設計画、長寿命化計画に基づき、施設を長期的に使用するために適切な改修を実施していきます。

6.ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰もが安全・安心に施設を利用できるよう、公共施設等の改修や更新の際には、ユニバーサルデザイン化も含めて検討して推進していきます。

7.脱炭素化の推進方針

- ・脱炭素化社会実現のため、太陽光発電設備の設置など、再生可能エネルギーの導入、LED照明灯等の省エネ性能に優れた機器等の導入など、公共建築物における脱炭素化に向けた取組を推進します。

8.統合・廃止の実施方針

- ・利用状況調査等にて必要性が認められない施設については、必要に応じて議会や住民アンケート等による町民との調整を十分整えた上で、廃止・撤去を実施します。集会室や会議室などの類似した施設に関しては、総合的にとらえ、改築などの際には施設の集約化による機能統合を検討します。
- ・施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減します。
- ・人口減少、人口構成などの社会情勢の変化に合わせ、住民のニーズに応じた公共施設の維持・管理に努めます。

9.数値目標

- ・公共施設等全体の過去の投資的経費を平均すると一年あたり 12.5 億円が投資されています。今後も物価高騰等が続くことが見込まれますので、長寿命化、施設の集約化等の取り組みを進めていく必要があります。
- ・将来の人口動向も踏まえ、今後 30 年で約 30%の人口減が見込まれることから、今後 10 年間で 10%の削減に取り組みます。

10.地方公会計の活用

- ・今後の本計画の更新、改訂にあたっては、地方公会計制度で整備した固定資産台帳を基本としたシステムを活用することにより更なる精緻化を図っていきます。そのためにも固定資産台帳の更新については毎年度実施し、異動資産の漏れがないようにします。

11.保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

- ・PPP／PFI など、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減します。

12.隣接・近隣市町村との広域連携

- ・清掃施設・火葬場、消防施設については、隣接する市町村と共同でサービス提供・施設の維持管理を行い、業務の効率化を図ってきました。近隣団体と共同で提供できるサービス等について、積極的に統合を検討します。

13.各種計画との連携についての考え方

- ・各種個別施設計画、長寿命化計画に基づき、施設を長期的に使用するために適切な改修を実施していきます。
- ・知名町過疎地域持続的発展計画との整合性を図りながら適切に実施します。

14.総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。
- ・公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や町民への情報提供を積極的に行い、必要に応じ住民アンケート等を実施し、町全体での認識の共有を図ります。

第2節 個別施設の方針案

健全度が低い（Ⅰ・Ⅱ）施設は、老朽化が進行しており早急に今後の対応を要するものであるため、明確な方針・計画を定めます。ただし、**基本目標①床面積の削減**に向けて、基本的に新築は行わず、長寿命化、機能移転等により、面積削減につながるような検討を第一に行います。健全度が高い（Ⅲ・Ⅳ）施設は、基本的に現状維持しながら他機能の受入れを検討し、計画期間内に特記すべき動きがある場合に方針を記載します。重要度が低い（Ⅲ）の施設については、**基本目標②の利活用推進**につなげるため、計画期間内に可能な限り廃止・用途変更の意思決定を行い、利活用の効果を最大限発揮します。

方針案の設定にあたっては、長期的な在り方を見据えた方向性として設定するものとし、それに伴い直近10年に必要となる対策費用について、算出するものとします。

■ 保全優先度判定表

	低← 施設健全度 →高			
	Ⅰ (40点未満)	Ⅱ (40点以上 50点未満)	Ⅲ (50点以上 60点未満)	Ⅳ (60点以上)
施設 重要度Ⅰ	建替・改修工事 集約・複合化により、全体の面積が縮小されるよう検討。	機能移転（出） ・改修工事 必要なサービスは継続しながら、他施設への機能移転（出）。	複合化・統廃合（集約）現状維持 サービスを継続しながら全体の面積が縮小されるよう他機能を取り込んでいく。	
施設 重要度Ⅱ	長寿命化する場合は、稼働年数60年を目標とした大規模改修を行う。建替えする場合は、必ず全体の面積が縮小される方法で実施する。			
施設 重要度Ⅲ	廃止・解体 サービスを廃止し解体を検討する。改修等は行わず、利用期間中は最低限の修繕のみ行う。		民営化・売却・用途変更 現在提供しているサービスは廃止の方向で検討を進める。建物は有効活用する。	

早急に検討、意思決定のうえ、対策を行う必要がある。

ニーズの変化に合わせて柔軟に対応を検討していく。

面積の削減目標達成につなげるため、早期に廃止等に取り組む。

利活用の効果を最大限発揮するため、早期に取り組む。

■ 各施設の今後の方針は巻末「個別施設の方針」参照。

第4章 対策内容と実施時期・対策費用

第1節 今後対策が必要になる施設

設定した方針を基に、今後10年間で、必要となる対策および費用について整理します。

将来的に廃止の方針である施設については、建替え時期が来ても建て替えをしないものとし、現状維持していく施設については、設定周期で大規模改修、建替え等を実施するものとして計算します。

第2節 対策費用シミュレーション

すでに明確な設計の見積が出ている場合は、設計価格を使用します。設計価格がない場合には、単価計算により今後必要となる費用のシミュレーションを実施します。特殊設備（舞台装置・照明、焼却炉・専用設備等）を有する建物の場合や、各部材の損耗状態は考慮しないため、必要価格とは乖離する場合があります。

第3節 耐用年数・建設単価の設定

躯体の目標耐用年数は、部材や機器類の物理的、社会的、経済的な耐用年数と異なり使用上の要求や計画的な耐用年数を示すものです。鉄筋コンクリート造の建物の耐用年数は、財務省における減価償却資産の耐用年数に関する省令では50年、日本建築学会における建築工事標準仕様書では65年と述べられています。今回の保全計画における目標耐用年数は60年と定めます。主な部位別の耐用年数としては、屋上・屋根、外壁等は20年、電気設備、防災設備、昇降機等は30年、機械設備は15年程度となりますが、経年劣化による損耗、機能低下に対する機能回復工事を全面的に実施するものとして、30年目に大規模改修を設定します。

（1）更新周期（躯体）

建物構造	建替え	大規模改修	備考
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造等	60年	30年	
木造・土蔵造・軽量鉄骨造等	30年	-	

建設単価については、総務省公共施設等更新費用試算ソフトで使用されている施設用途別の単価に建設物価の高騰を反映したものを使用します。

必要な改修部位が特定できている場合には、部位ごとに設定された割合により算定します。

(2) 建替えの場合の建設単価

	総務省公共施設等更新費用 資産ソフト単価		建設物価高騰を反映 した単価	
	建替え (円/㎡)	大規模改修 (円/㎡)	建替え (円/㎡)	大規模改修 (円/㎡)
市民文化系施設、社会教育系施設 産業系施設、医療施設、行政系施設	400,000	250,000	696,800	435,500
スポーツ・レクリエーション系施設 保健福祉施設、供給処理施設、その他	360,000	200,000	627,120	348,400
学校教育系施設、子育て支援施設、公園	330,000	170,000	574,860	296,140
公営住宅	280,000	170,000	487,760	296,140

※単価については、総務省公共施設等更新費用資産ソフトで使用されている数値を参考。

※建設工事費デフレーター（2015年度基準）最新の公表資料建築総合を参照し、物価高騰を1.3倍とし一律反映。

※国土交通省新営予算単価より、地域工事費指数（奄美群島134）を乗じた。

(3) 部位修繕の場合に使用する割合

	建替え費用に 乗じる割合
屋上・屋根	3.5%
外壁	5.1%
内部仕上げ	5.6%
電気設備	4.0%
機械設備	3.7%

※上記割合は学校施設長寿命化計画策定に係るExcelツールを参考にしています。

(4) 解体費用

解体単価（円/㎡）	備考
53,000	直近解体実績より

※上記単価は知名町の過去の実績を参考に設定しています。

第4節 費用試算結果

本計画の対象施設（学校施設、公営住宅等の対象外施設を除く）に関して、今後10年間の概算事業費を試算しました。令和8から令和17年度の10年間で約18億円の費用が見込まれています。

令和1年から令和6年度の実績

■年度別対策費用実績

年度		対策費用合計 (千円)	備考
2019	R1	1,138,468	投資実績(固定資産台帳より)田皆中体育館、すまいる
2020	R2	457,777	投資実績(固定資産台帳より)
2021	R3	295,371	投資実績(固定資産台帳より)
2022	R4	102,381	投資実績(固定資産台帳より)
2023	R5	1,942,088	投資実績(固定資産台帳より)※庁舎
2024	R6	241,495	投資実績(固定資産台帳より)
2025	R7	-	実績確認
2026	R8	433,590	
2027	R9	334,503	
2028	R10	201,271	
2029	R11	88,494	
2030	R12	5,582	
2031	R13	75,879	
2032	R14	166,015	
2033	R15	202,977	
2034	R16	232,679	
2035	R17	89,617	

■巻末「今後10年間の計画（対策内容と実施時期・対策費用）」参照

第5章 フォローアップ

公共施設等総合管理計画の基本方針についての進捗管理を毎年行うものとします。

(1) 施設総量の増減状況

■建物系公共施設保有量の推移（単位：㎡）

分類名	H26 年度末時点	R2 年度末時点	R6 年度末時点
町民文化系施設	7,240.36	7,785.21	7,508.01
社会教育系施設	661.28	661.28	661.28
スポーツ系施設	13,544.16	13,924.84	14,468.21
産業系施設	5,778.71	5,643.51	5,643.51
学校教育系施設	23,161.00	26,350.50	26,282.01
子育て支援施設	3,124.82	2,679.59	2,879.59
保健・福祉施設	2,734.83	2,734.83	2,734.83
行政系施設	4,406.51	4,647.29	7,860.93
公営住宅	13,569.66	14,138.23	14,336.30
公園	649.95	649.95	649.95
その他	2,785.47	3,678.70	3,030.43
合計	77,656.75	82,893.93	86,055.05

(2) 施設の統合・整理、遊休施設の活用状況

●幼稚園・保育園の統廃合：こども園を新設。

平成26年 5 幼稚園・3 保育所・1 こども園（3124 ㎡）

→2 こども園（2,208 ㎡）に集約

田皆保育所 H27 解体（△217 ㎡）、知名幼稚園 H30 解体（△613 ㎡）

旧下平川幼稚園、旧下平川保育所、住吉幼稚園、田皆幼稚園、上城幼稚園、知名保育所はそれぞれ活用を行っています。

(3) サービス提供の見直しの実施状況

●幼保集約したことで、保育士等の人員不足、職員負担の軽減等が見込まれ、サービスの向上及びコスト削減につながっています。

(4) 連携・協働の推進状況

- 施設の維持管理・運営コストを抑制しつつサービスの質を向上するために民間事業者の活用、指定管理者制度の導入を行っています。

指定管理施設（例）

- ・フローラルホテル
- ・フローラルパーク
- ・エラブココ 等

(5) 公共施設のあり方（近隣市町村との連携）

- 近隣市町村との公共施設の相互利用、共同運用、サービスの連携の強化の推進状況として、一部の事務を近隣市町村と共同運営し効率化を図っています。
 - ・消防、要介護認定審査、障害程度区分審査業務（沖永良部与論地区広域事務組合）
 - ・清掃、ごみ焼却、火葬場、と畜場（沖永良部衛生管理組合）

(6) 点検・診断等の実施状況

- 平成30年度、令和7年度に建物の劣化及び機能低下を早期発見するための点検を実施しました。
- 点検記録は、公共施設マネジメントシステムに登録管理するものとし、今後の点検の頻度について検討し定期点検を実施していきます。

(7) 維持管理・修繕・更新等の実施状況

- 過去の耐震化、大規模改修等の履歴について整理します。

(8) 安全確保の実施状況

- 庁舎は建替えを行いました。
- 避難所となる地区公民館、学校施設について、改修等整備を行いました。

(9) 耐震化の実施状況

- 防災拠点となる庁舎及び災害時避難所に指定されている施設の耐震化実施状況について確認のうえまとめることとします。

◆建築年度の古い順（経過年数 50 年以上）

施設名称	建物名称	建築年月日	延床面積 (㎡)	取得価額等 (円)	経過年 数
林業事務所	林業事務所	昭和 35 年 11 月 1 日	66.11	11,899,800	65
林業事務所	倉庫	昭和 35 年 11 月 1 日	19.00	1,140,000	65
田皆団地	1 号棟	昭和 37 年 4 月 1 日	59.00	6,195,000	63
田皆団地	2 号棟	昭和 37 年 4 月 1 日	59.00	6,195,000	63
知名町役場	本庁舎	昭和 38 年 1 月 1 日	788.54	141,937,200	63
中央公民館	中央公民館 本館	昭和 39 年 7 月 3 日	366.00	49,410,000	61
教員住宅住吉小学校	教員住宅 21 (住吉 2439 番地)	昭和 39 年 12 月 1 日	42.00	3,780,000	61
旧田皆駐在所	旧田皆駐在所	昭和 42 年 11 月 1 日	64.67	11,640,600	58
瀬利覚団地	瀬利覚団地	昭和 43 年 4 月 1 日	63.18	6,633,900	57
教員住宅知名中学校	教員住宅 21 (瀬利覚 476 番地 1)	昭和 43 年 12 月 1 日	42.00	3,780,000	57
知名町役場	別館 1 (水道環境課)	昭和 44 年 4 月 1 日	350.66	63,118,800	56
知名町役場	別館 2 (農政課・耕地課)	昭和 45 年 3 月 1 日	185.00	33,300,000	56
旧上城幼稚園	校舎 2	昭和 45 年 7 月 1 日	9.00	720,000	55
知名町立長寿園	老人ホーム	昭和 45 年 7 月 25 日	794.67	107,280,450	55
上城小学校	006_体育倉庫	昭和 46 年 1 月 1 日	15.00	900,000	55
下平川小学校	005_屋内運動場	昭和 46 年 2 月 1 日	543.00	97,740,000	55
中央公民館	中央公民館 S47 増築	昭和 47 年 3 月 1 日	382.00	51,570,000	54
田皆中学校	013_校舎	昭和 47 年 6 月 1 日	32.00	2,240,000	53
住吉小学校	008_屋内運動場	昭和 48 年 3 月 1 日	486.00	87,480,000	53
知名町立長寿園(老人ホーム)	ひまわり苑	昭和 49 年 3 月 1 日	66.00	8,910,000	52
知名町地域包括支援センター	知名町地域包括支援センター	昭和 49 年 5 月 1 日	254.27	45,768,600	51
田皆小学校	009_屋内運動場	昭和 50 年 3 月 1 日	537.00	96,660,000	51
水連洞センター	水連洞センター	昭和 49 年 4 月 1 日	210.50	37,890,000	51
上城小学校	007_屋内運動場	昭和 51 年 3 月 1 日	537.00	96,660,000	50
田皆加工展示場	田皆加工展示場	昭和 51 年 3 月 1 日	194.94	30,215,700	50

